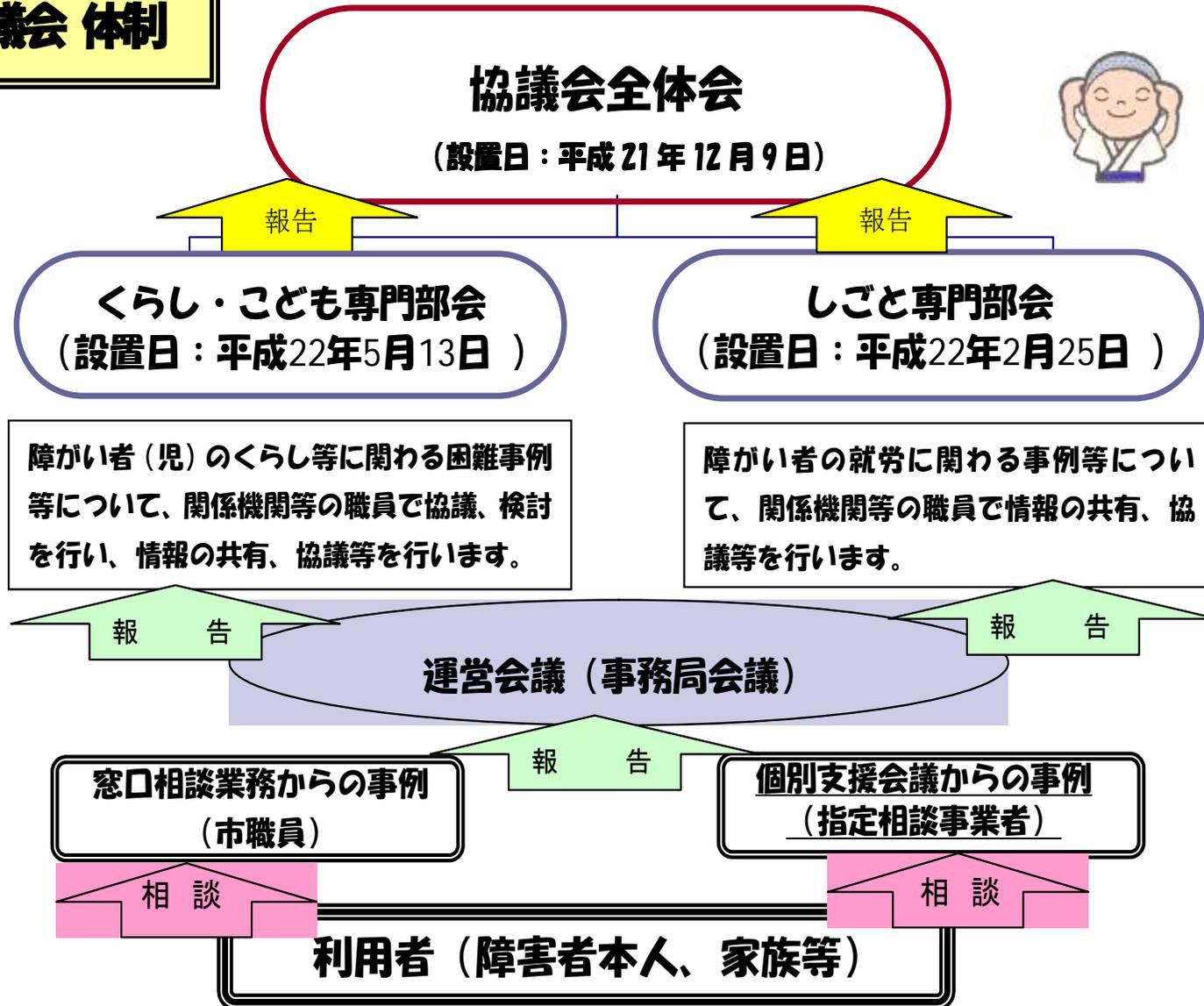


# 加古川市障害者自立支援協 議会について

加古川市障がい者支援課管理係

# 協議会体制



## 事例検討の一例

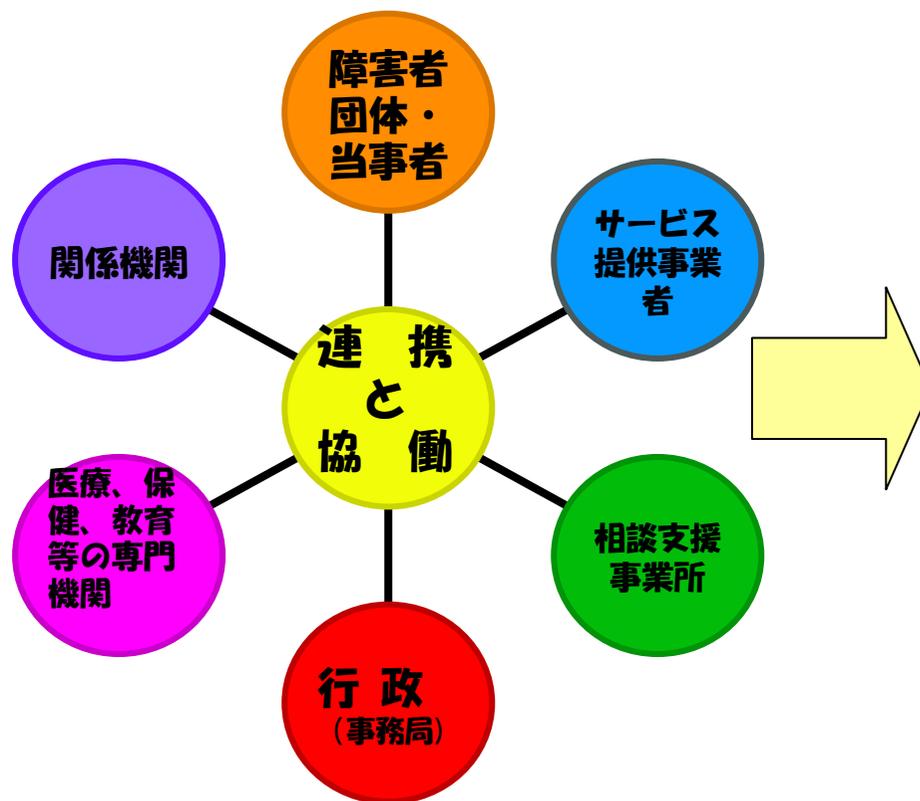
### 軽度障がい者の普通学校卒業後のライフステージの変化に伴う支援が必要な事例

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために障害者総合支援法に基づいて、本市における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場です。



従来、市の窓口相談業務や指定相談事業者による個別支援会議で終わっていた相談業務で解決できなかった困難事例等について、「専門部会」及び「協議会全体会」において、委員が保有する情報・資源等を活用し情報共有するとともに地域の課題として共通認識し、解決する方策を討議・検討しています。

## 基本目標



①共通の目的に向け、  
②情報を共有して、③  
具体的に協働する④地  
域の関係者によるネッ  
トワークを構築するこ  
と

※基本目標は厚生労働省の資料に基づいています。

## ① 「共通の目的」

- ・障害者自立支援法が目指す「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」

## ② 「情報の共有」

- ・地域の実態や課題等の情報を集約し全員が共有する。  
原点は個別の支援会議



全員が大きな  
共通認識を常  
に持ちながら  
参加する。

## ③ 「具体的に協働する」

- ・参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ち寄り(個別の支援会議が重要)、制度や誰かのせいにするだけではなく、全員が自らの課題として受け止め、共に解決しよう、自分のところでは何ができるか、一步でも前進しようというスタンスで協働していく。

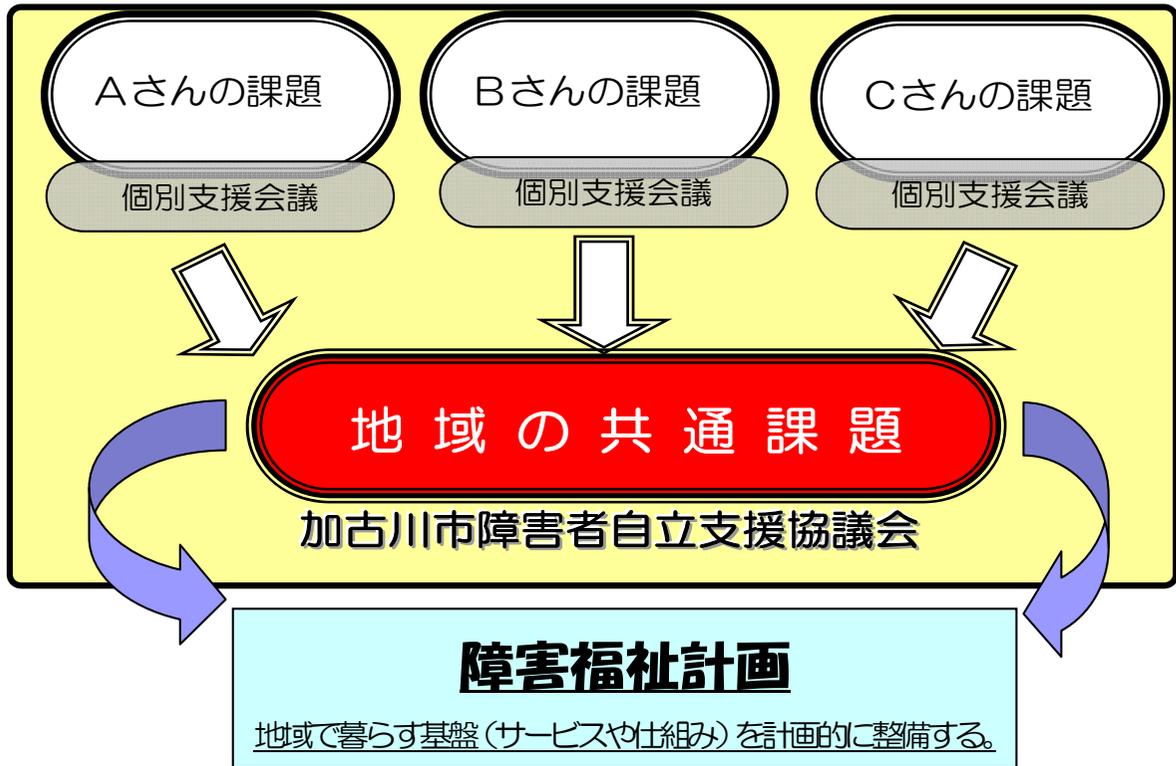
## ④ 「地域の関係者によるネットワーク」

- ・利用者が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多くの分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意する
- ・一事業所だけで用意できる支援には限りがある。そのことに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性がわかるはず



こんなお悩みありませんか？

- 例1) 特別支援学校の卒業を迎える A さんの日中活動の場の確保の課題
  - 例2) 精神障害のある生活保護受給中の単身生活者 B さんの在宅支援の課題
  - 例3) 母親の入院により単身生活となった統合失調症の C 子さんの支援体制の課題・・・
- このような課題の解決に向けて、個別支援会議にて関係者が集まり課題解決に向け協議していきます。



地域には、医療・就労・教育等々様々な分野で個々の課題に留まらない地域に共通する課題として、自立支援協議会の場において共有化していくとともに、個別支援会議を通じて地域課題として集積していく取り組みを行います。

## 平成21年度から平成24年度まで協議課題

### くらし・こども専門部会 (年6回程度開催)



- ・「気になることがあるとき」の相談窓口一覧（乳幼児編）作成と活用
- ・相談支援（学齢期）に関する取り組み（平成25年度）

#### ライフステージに応じた節目の支援



障がいのある方の虐待防止への対応と広報・啓発



日中活動サポートシートの作成（くらし部分）

### しごと専門部会 (年6回程度開催)



- ・就業サポートブック【第1版】の作成と活用
- ・一般就労以外の就労に関する取り組み（平成25年度）

#### 就労支援の強化・拡充



日中活動サポートシートの作成（しごと部分）



就業サポートブック【第2版】作成

## 平成25年度しごと専門部会の体制

**内容：**個々の一般就労以外の支援ケースを通して、地域の課題を整理し、必要な手立てを検討することで、チーム支援力や地域支援力の強化を図っていく。

**取り組み（案）：**就労継続支援B型等が抱える課題の把握。

市内の就労継続支援B型等事業所が集まる機会の場の提供。



**平成25年9月11日 市内就労継続支援B型事業所等の意見交換会の実施**

## 【協議会(全体会)の構成員・団体】

区分	関係機関・団体等の名称
学識経験を有する者	東加古川病院 院長
	兵庫大学生涯福祉学部 教授
	加古川市社会福祉協議会 事務局長
障害者当事者団体等の代表	加古川市身体障害者福祉協会 副会長
	加古川市手をつなぐ育成会 会長
	加古川地区精神障害者家族会連合会 会長
指定一般相談支援事業者の指定、かつ指定特定相談支援事業者の指定を受ける事業者の相談支援に従事する職員又は障害福祉サービスを担う事業者の職員	ハピネスさつま相談支援事業所 相談員
	障害者支援施設 あかりの家 地域支援室室長 (東播磨圏域コーディネーター)
	障がい者支援センター「てらだ」 指定相談支援事業所 副施設長
関係行政機関の職員	加古川市立就労支援センター 副施設長
	厚生労働省兵庫労働局 加古川公共職業安定所 所長
	兵庫県東播磨県民局県民生活部 加古川健康福祉事務所 主幹兼地域保健課長
	加古川市立加古川養護学校 校長
	福祉部福祉健康局 局長

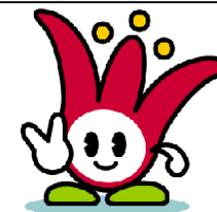
## 【協議会(専門部会)の構成員】

### ○くらし・こども専門部会

生活やくどもに関する専門知識や情報を有する機関等の職員

### ○しごと専門部会

幅広い就労支援に関する専門知識や情報を有する機関等の職員



# 今後の障害者自立支援協議会活性化のために

## ◎個別支援会議の積み重ねが大事

- ・個人の課題への対応
- ・地域の弱み・強み（地域課題の共有化）
- ・顔の見える関係（ネットワーク作り）

## ◎サービス等利用計画（計画相談支援）の重要性

- ・本人にとって、目指すべき方向性がわかる。
- ・本人にとって、支援者が誰か、いつどんなときに支援を受けるかわかる。
- ・支援者にとって、本人さんとのコミュニケーションを形にできる。

## ◎障害者自立支援協議会の普及・啓発の重要性

- ・市ホームページ等のツールを活用した情報発信
- ・他市町の自立支援協議会活動状況の比較など
- ・先進地への視察など



# 最後に・・・



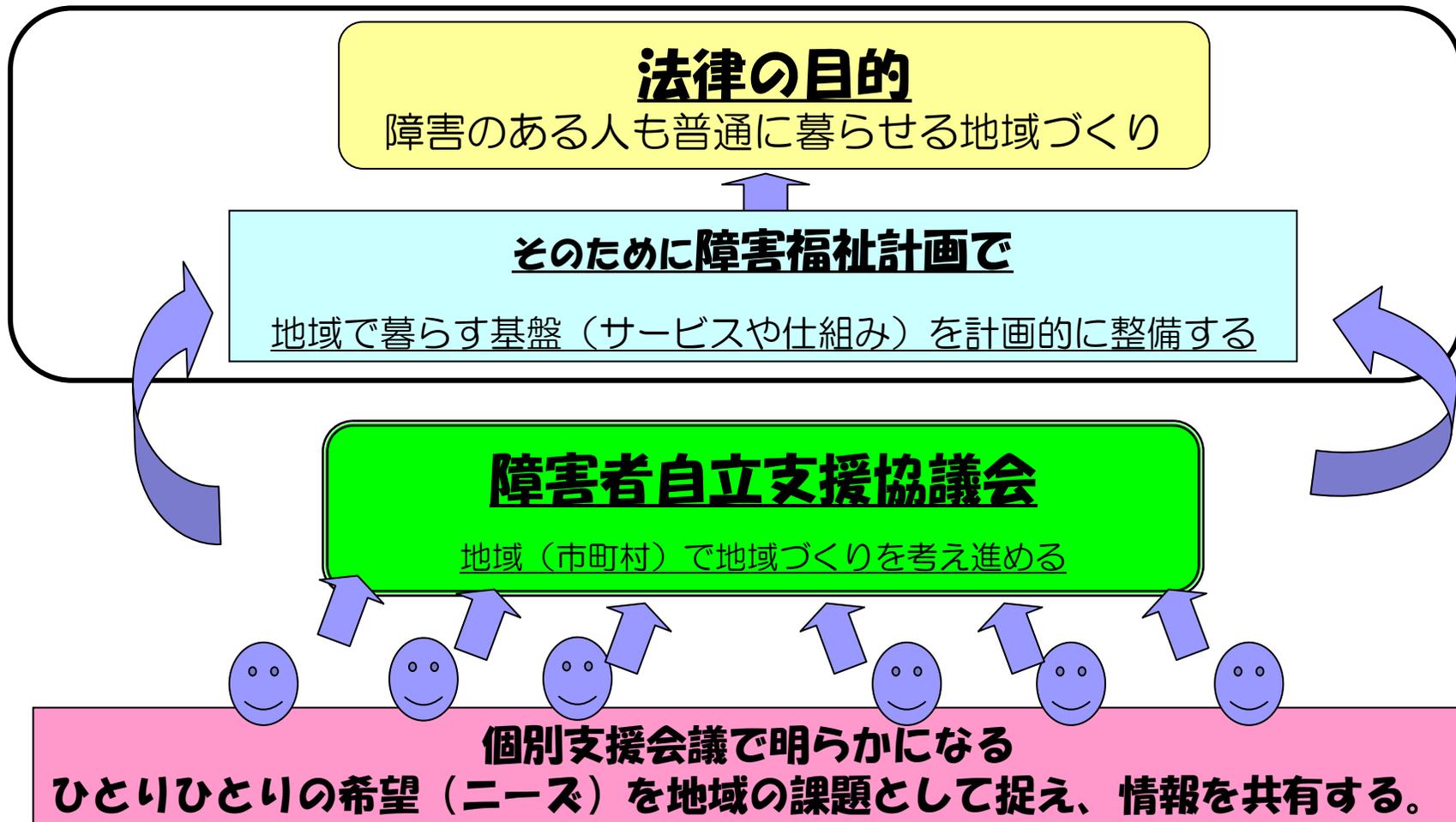
顔の見える環境づくりを大切に、一休さんのような支援者が知恵を出し合い、加古川市障害者自立支援協議会だからこそできることに取り組んでいきます。

目の前の悩んでいる「ひとり」のために関係機関みんなで悩み一つ一つ丁寧に解決していきます。その解決のプロセスから地域課題克服の鍵を導き出す。それが「加古川スタイル」だと考えています。

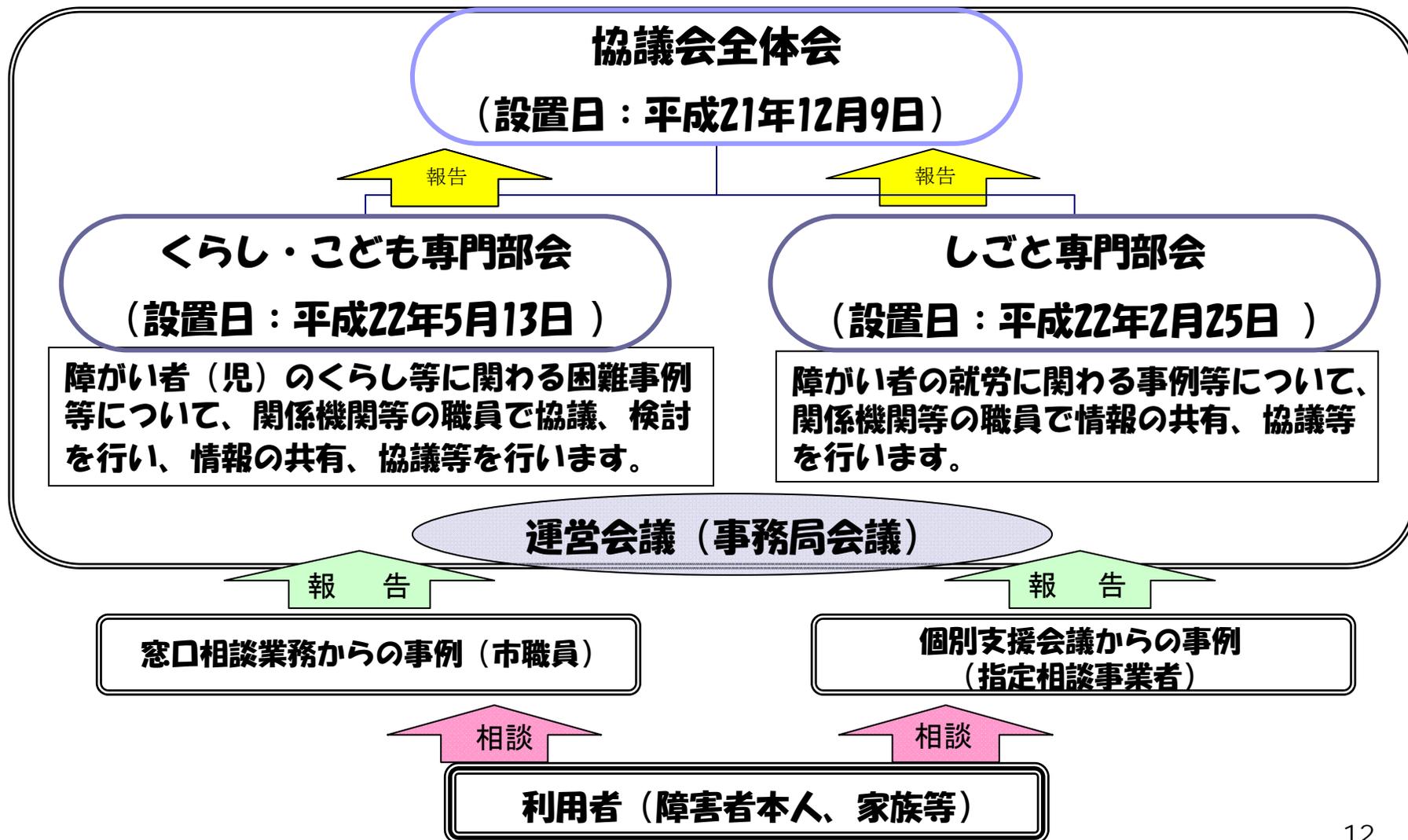
## 加古川市障害者自立支援協議会

＜事務局＞加古川市福祉部福祉健康局障がい者支援課  
電話 (079) 427-9372 Fax (079) 422-8360

# 障害者自立支援法と自立支援協議会



# 協議会の体制



# なぜ障害者自立支援協議会が必要なのか。

## ■ 乳幼児期から高齢期までのトータル支援体制

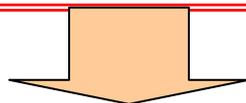
(縦割り・ぶつぎり・たらい回しにならない支援)

(発達・療育・教育・就労・自立生活支援)

## ■ 地域特性の理解の上にとって(共通理解) 自らの地域の診断を

(地域の強み、弱みを知ることが大切！)

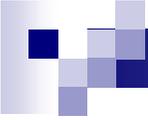
(自らの地域をステップアップできる政策の形成)



## ■ 自立支援協議会の命綱は個別支援会議！！

・ 動機付けが大事

・ 対応困難な事例が地域レベルを高めてゆく



# 協議会全体会の概要

## 1 開催回数 年2回

## 2 協議会委員

**15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。**

**(1) 障害福祉に関する学識経験を有する者。**

ex)精神科病院長、大学教授

**(2) 障害者当事者団体又は家族団体の代表者。**

**(3) 障害者自立支援法第32条第1項に定める指定相談事業者及び障害福祉サービスを担う事業者。**

ex)指定相談事業者の相談員、市立就労支援センター職員

**(4) 関係行政機関の職員。**

ex)加古川公共職業安定所、加古川養護学校、加古川保健所

**(5) その他市長が必要と認める者。**

## 3 協議内容

・専門部会からの報告を通じて地域のニーズを把握し、障害福祉計画に反映させるため、策定にあたって意見を述べる。

# くらし・こども専門部会の概要

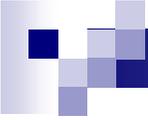
**1 開催月 奇数月の第2週木曜日**

**2 部会員**

なんでも相談の相談員、障がい者団体の代表者、福祉・教育等の関係行政機関の職員で構成しています。

**3 協議内容**

- 個別支援会議を直接行う場ではなく、障害福祉なんでも相談等から個別支援会議を行う中で、解決が困難な事例について協議、検討を行う。  
困難事例の解決の方策が見出せない場合は地域の課題として整理を行う。
- ワーキング部会の報告（H24年度は、ライフステージに応じた相談窓口一覧表作成の経過報告、虐待防止の対応等）



# **事例検討を通して見えてきた課題 1**

## **○検討課題（1）**

### **広汎性発達障害のある児童の事例**

## **○意見・課題分析**

**母親の体調不良等で外出困難なために移動支援事業が利用できない中で、移動支援事業に代わる制度の活用や家庭に対する学校や地域の継続的な支援をどう考えるが課題。**

## **○検討課題（2）**

### **軽度障がい者の普通学校卒業後のライフステージの変化に伴う支援が必要な事例**

## **○意見・課題分析**

- ・学校側の進路先に対する支援、卒後の見守り方法が課題である。**
- ・インフォーマルなら社会経験の必要性や地域住民を巻き込んだネットワーク作りが必要。**
- ・共通認識として、学校の担任が関わりがなくなった後の支援でキーパーソンを決める必要がある。**

# 事例検討を通して見えてきた課題 1

## ○検討課題（3）

**精神障害のある生活保護受給中の単身生活者の在宅支援に関する事例**

## ○意見・課題分析

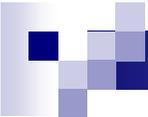
- ・本人、支援者は、1人暮らしを続けることは困難であると考えており、障害福祉サービスの施設、救護施設、高齢者施設の入所を検討しながら、ベストな方法を模索している。
- ・支援者が増えることで、本人の進むべき選択肢が増える可能性があるため、誰がキーパーソンになって支援していくかが課題である。

## ○検討課題（4）

**入院中の四肢と高次脳機能に障害のある人が退院後の在宅支援、および在宅生活フォローに関する事例**

## ○意見・課題分析

- ・親の高齢化に伴い家族介護が困難になった場合や、「親亡き後」の在宅生活の維持をどう支援していくか（①自己決定の支援、②在宅介護の問題、③金銭管理・契約事項の確認など身上監護の問題）が課題である。



## 事例検討を通して見えてきた課題2

### ○各部会員から情報の提供

障がいのある方やそのご家族、関係機関の方々から、「乳幼児の発達など子育ての悩みはどこに相談すればよいか、学齢期、成年期にはどんな相談場所があるのか、ライフステージに応じた相談窓口をわかりやすくしてほしい。」と意見があった。

相談者→あちこちたらい回しで、最初から同じ話をしなくてはならない。

受ける側（相談機関）→各ライフステージごとに相談窓口のある機関を把握しきれていない。

# 子育てで心配なことがある保護者や家族に向けた 「気になることがあるとき」の相談窓口一覧表



## 平成23年度のワーキングの取り組み

乳幼児期の子育ての悩みや発達の遅れは、早期に発見し、周囲の皆さんが適切な対応をすることで、子どもの可能性を広げることにも繋がります。この一覧はご家族や地域の皆さんが各相談窓口・支援機関に気軽に相談ができ、適切な支援を受けられるように作成しました。





# しごと専門部会について

**1 開催月** 奇数月の最終の木曜日の午後

## **2 部会員**

加古川市就業・生活支援センター（市立就労支援センター）を中心に、ハローワーク、なんでも相談の相談員、障がい者団体の代表者、福祉・教育等の関係行政機関の職員で構成しています。

## **3 協議内容**

- 就労訓練、職業評価等の報告
- 各関係機関、事業所からの報告
- ケースから見えてきた課題等について
- より良い連携のために（就労サポートブックの活用）
- ワーキング部会の報告

# 平成23年度における取組み状況

○平成22年度、就労支援に関して議論する中で、「まず、障がいのある方の一般就労に関する相談窓口をわかりやすくすることが必要ではないか。」との意見がまとまり、ワーキング部会で就労サポートブック「はたらく、働きつづける～一般就労を目指して～」を発行しました。

平成23年度は・・・



幅広く福祉サービスの中の“はたらく”を捉えた日中活動サポートシートの作成に取り組むこととし、日中活動の場を提供する事業所に対し、くらし・こども専門部会ワーキングと合同で視察見学を実施しました。その結果、2市2町の「日中活動サポートシート」を作成しました。

- ①個々に応じた豊かな日中活動の場を提供する。
- ②各ワーキング部会員の日中活動の場に関する知識向上と情報共有。
- ③各事業所への視察の機会を捉えて、事業所の活動を知る機会とするとともに、事業所間の連携を図るきっかけ作りとするため。

# 平成24年度における取組み状況

## ◎くらし・こども専門部会ワーキング部会

ワーキング部会で学齢期の相談支援に関して議論する中で、障がい児の家族などから「学齢期の相談に関してどこに相談に行けばよいかわからない」といった意見が寄せられたため、学齢期の相談窓口・支援機関へ視察見学を実施し、その内容を基に相談窓口一覧表を作成する予定です。

## ◎くらし・こども・しごと専門部会 合同ワーキング部会

平成24年10月の虐待防止法の施行に伴い、障がい者（児）の虐待やその疑いのある事例について、相談・指導、通報、届出などの基本的な対応や広報・啓発を検討しています。

# ワーキング部会の活動状況

## 【協議】

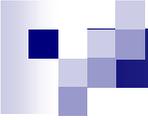
各ライフステージに応じた相談窓口一覧表の作成が必要ではないかと考え、平成23年1月にくらし・こども専門部会の中にワーキング部会を設置しました。

## 【開催状況】

平成22年度	第1回	平成23年 2月9日
	第2回	3月2日
平成23年度	第1回	平成23年 4月7日
	第2回	4月25日
	第3回	7月8日

## ※関係機関への視察

5月から6月に（市（育児支援課、こども課）、高砂市立高砂児童学園、市教育相談センター、市立こども療育センター、ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」）へ相談窓口業務に関する視察を行いました。



# ワーキングを振り返って

- **各事業所や関係機関の役割が支援者（ワーキング部会員）の中で共通認識することができた。**
- **相談支援体制の重要性に改めて気づくことができた。まず最初はどこに相談に行けばよいのかを明確にしていき、相談窓口を整理し利用者の立場にたった支援を心がけることができた。**
- **所属機関の相談体制等の役割を明確にし、それをしっかりと関係機関に伝えられるような分かりやすい相談体制にする。**